

## 宇治市地域公共交通会議会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宇治市地域公共交通会議設置規程(以下「設置規程」という。)第12条の規定に基づき、宇治市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長は、交通会議を招集しようとするときは、交通会議の7日前までに交通会議の日時、場所及び議案等を設置規程第4条に規定する委員並びに設置規程第7条第4項に規定する会長が出席を求めた者(以下「委員等」という。)に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

### (欠席の届出)

第3条 委員等は、交通会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

### (委員等の代理)

第4条 学識経験者および市民委員または会長もしくは副会長の職にあるものの代理出席は、認めない。

### (会議録)

第5条 交通会議については、会議録を作成するものとする。  
2 会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員が署名するものとする。

### (雑則)

第6条 この規程に定めのない事項は、交通会議の議決を経て会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成26年11月19日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行する。